

2023年6月29日

各位

会社名 ソニーグループ株式会社  
代表者名 代表執行役 吉田 憲一郎  
(コード番号 6758 東証 プライム)  
問合せ先 財務部 I R グループ  
(TEL03-6748-2111(代表))

### 譲渡制限付株式ユニット (RSU) の付与に関するお知らせ

当社は、2022年6月より譲渡制限付株式ユニット（以下、「RSU」という。）による事後交付型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しておりますが、本日、本制度に基づき、当社の従業員ならびに当社子会社の取締役及びその他の役員（以下、「対象者」という。）に対してRSUを付与することを決定しましたので、下記のとおりお知らせします。

#### 記

##### 1. 第3回RSUの概要

###### (1) 対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社の従業員	2名	(計最大7,300株に相当するRSU)
当社子会社の取締役及びその他の役員	3名	(計最大16,300株に相当するRSU)
	計5名	(合計して最大23,600株に相当するRSU)

###### (2) RSUの権利確定方法

RSUの付与日から3年後の応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）までの間、対象者が継続して当社又は当社の関係会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に定める子会社及び同条第5項に定める関連会社をいい（以下同じ。）、当社と併せて以下、「当社グループ会社」という。）の取締役、執行役その他の役員又は従業員のいずれかの地位にある場合、当該応当日が属する月の翌月1日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。ただし、権利確定前に、対象者が死亡、その他当社の報酬委員会又は代表執行役が正当と認める理由により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、当該地位喪失後の一定の時期に、当該対象者の保有するRSUのうち、RSUの付与日から当該地位喪失日までの期間に応じて決定されるユニット数について権利確定し、当該権利確定したRSUの数と同数の株式を交付するものとします。ただし、当社の報酬委員会又は代表執行役は、当該対象者の保有するRSUの数の範囲内で、交付される株式の数を合理的な範囲で調整することができるものとします。

##### 2. 第4回RSUの概要

###### (1) 対象者及びその人数ならびに付与するRSUの数

当社子会社の取締役及びその他の役員	10名	(計最大5,200株に相当するRSU)
-------------------	-----	---------------------

###### (2) RSUの権利確定方法

対象者が当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した日が属する四半期毎に以下に定める日（ただし、当社の休業日に当たるときは、その翌営業日）において、対象者が保有しているRSU全てについて権利確定します。

<地位喪失日が属する四半期>

<権利確定日>

- |                         |               |
|-------------------------|---------------|
| a) 第1四半期（4月1日から6月30日）   | 地位喪失日の同年8月1日  |
| b) 第2四半期（7月1日から9月30日）   | 地位喪失日の同年12月1日 |
| c) 第3四半期（10月1日から12月31日） | 地位喪失日の翌年2月1日  |
| d) 第4四半期（1月1日から3月31日）   | 地位喪失日の同年5月1日  |

ただし、権利確定前に、対象者が死亡により、当社グループ会社の取締役、執行役その他の役員及び従業員のいずれの地位をも喪失した場合には、当該地位喪失後の一定の時期に権利確定するものとしします。

### 3. RSUの付与日

2023年7月25日（予定）

### 4. 当社普通株式の交付の方法及び時期

当社は、第3回RSU及び第4回RSUの権利確定後、速やかに、当社又は当社子会社から対象者に支給された当社又は当社子会社に対する金銭報酬債権（なお、当社は、当社子会社の対象者に付与された金銭報酬債権に係る当該子会社の対象者に対する債務について併存的債務引受けをします。）の現物出資と引換えに、当社の代表執行役の決定に基づく新株式発行又は自己株式処分によって、権利確定したユニット数と同数の当社普通株式を交付します。なお、当社の発行済株式総数が株式の併合又は株式の分割（株式無償割当てを含む。）によって増減する場合、併合・分割の比率を乗じて当該交付株式数を調整します。

また、本制度により発行又は処分される当社普通株式の1株当たりの払込金額は、発行又は処分に係る当社の代表執行役の決定の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象者に特に有利とならず、かつ、関連する法令により認められる範囲において決定する額とします。

### 5. その他第3回RSU及び第4回RSUに共通する事項

#### (1) RSUの消滅事由

権利確定日までに、(i)対象者がRSUを放棄した場合、(ii)対象者が禁錮以上の刑に処せられた場合、(iii)対象者について破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合、(iv)対象者が差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合、及び、(v)その他当社が予め定める一定の事由に該当する場合、未確定のRSUの全部が消滅します。

#### (2) 組織再編等その他の事由が生じた場合の取扱い

当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）にて承認された場合、その他当社が定める事由が発生した場合には、当社の代表執行役の決定に基づき、当該組織再編等の効力発生日までの期間等を踏まえて合理的に定める数の当社普通株式、金銭又は組織再編等の相手方の株式を対象者に交付することができます。

#### (3) RSUの処分制限

対象者は、RSUについて第三者への譲渡、質入その他の一切の処分をすることはできません。

注意：本プレスリリースは、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。上記証券は、米国 1933 年証券法（以下、「米国証券法」という。）に基づいて登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法に基づく登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国における証券の募集又は販売を行うことはできません。上記証券について、米国における募集又は販売は行われません。このプレスリリースは、(受領者に提供されるあらゆるその他の情報とともに) 専ら受領者により情報取得目的で用いられる（投資、買収、処分及びその他の取引の目的には用いられない）ことを条件として、提供されます。

以上